

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 27 日（金）第3283号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○保安林の指定予定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）	（水産振興課取扱い）	2
○土地改良区の役員の退任の届出	（農地整備課取扱い）	2
○県営土地改良事業の工事の完了	（農地整備課取扱い）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	3
○道路の供用の開始（2件）	（道路維持課取扱い）	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い）	4
○土砂災害警戒区域の指定（3件）	（砂防課取扱い）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定（3件）	（砂防課取扱い）	4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（鹿児島地域振興局取扱い）	8
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（大隅地域振興局取扱い）	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	9

## 告 示

## 鹿児島県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出水郡長島町獅子島字下別當3162番2（次の図に示す部分に限る。），字権現之迫3214番
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第62号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出水郡長島町獅子島字前田3329番1（次の図に示す部分に限る。）、3329番2、3330番1から3330番4まで
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第63号**

大島郡徳之島町亀津7515番地1 作城三吉及び大島郡徳之島町亀津2256番地291 杉幹男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 徳之島町、天城町、伊仙町区域（とくのしま漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業、主としてひき縄漁業を営む漁業及び主として旗流し漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第64号**

大島郡与論町茶花242番地1 川畑富正及び大島郡与論町茶花48番地 阿野忠義からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 与論町区域（与論町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として素潜り漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第65号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所

理事 下川床藤義 指宿市西方5176番地ロ

**鹿児島県告示第66号**

土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）堂園地区の工事は、平成28年3月15日に完了した。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年1月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林217林班か小班地先からに1小班地先まで	前	11.4~97.0	518.3
			後	19.8~135.0	520.5

**鹿児島県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年1月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦宮之浦嶽国有林217林班か小班地先からに1小班地先まで	平成29年 1月27日

**鹿児島県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年1月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	267号	伊佐市大口篠原字土取898番地先から同市大口上町13番9地先まで	平成29年 1月28日

**鹿児島県告示第70号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	龍郷町	急・源作1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	龍郷町	急・源作1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	龍郷町	急・ハチ坊1, 急・ハチ坊2, 急・源作1, 急・牧1, 急・手廣1, 急・ホウギ1, 急・ハチ坊3, 急・小伯1, 急・源作2, 急・ウフタ1, 急・手廣2, 急・手廣3, 急・山田4, 急・山田5, 急・ホミトリ1, 急・手廣4, 急・小伯2及び急・ハチ坊4
土石流	龍郷町	土・ハチ坊1, 土・ハチ坊2, 土・源作1, 土・山田6, 土・源作2, 土・下嘉鉄亦1, 土・下嘉鉄亦2, 土・中田2, 土・メコノツ1, 土・チンナミ1, 土・ハへ亦1, 土・ハチ坊3, 土・ハチ坊4, 土・ハチ坊5, 土・ハチ坊6, 土・ハチ坊7, 土・山田7及び土・源作3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	龍郷町	急・ハチ坊1, 急・ハチ坊2, 急・源作1, 急・牧1, 急・手廣1, 急・ホウギ1, 急・ハチ坊3, 急・小伯1, 急・源作2, 急・ウフタ1, 急・手廣2, 急・手廣3, 急・山田4, 急・山田5, 急・ホミトリ1, 急・手廣4, 急・小伯2及び急・ハチ坊4
土石流	龍郷町	土・ハチ坊1, 土・源作1, 土・山田6, 土・源作2, 土・下嘉鉄亦1, 土・下嘉鉄亦2, 土・中田2, 土・メコノツ1, 土・チンナミ1, 土・ハチ坊3, 土・ハチ坊4及び土・ハチ坊6

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・穴田1, 急・赤坂1, 急・赤坂2, 急・深入1, 急・後田1, 急・後ノ迫2, 急・後ノ迫3, 急・後ノ迫4, 急・中次1, 急・古里1, 急・小川道下1, 急・小川2, 急・平床1, 急・田平1, 急・風呂前田1, 急・風呂前田2, 急・四無1, 急・向井1, 急・川内1, 急・小川3, 急・茶ノ木2, 急・通山4, 急・古門1, 急・中町1, 急・中町2, 急・奥渡1, 急・奥渡2, 急・橋ノ上1, 急・橋ノ上2, 急・宮田1, 急・渡り口1, 急・古門2, 急・鶴田1, 急・桑之浦1, 急・桑之浦2, 急・桑之浦3, 急・小島1, 急・瀬上1, 急・瀬上2, 急・瀬上3, 急・小島2, 急・瀬上4, 急・小島3, 急・小島4, 急・小島5, 急・小島6, 急・小島8, 急・平良1, 急・平良2, 急・平良3, 急・桑之浦4, 急・小島7, 急・穴島1, 急・穴島2, 急・立石1, 急・松原1, 急・観音道1, 急・瀬尾1, 急・山田2, 急・小島田1, 急・小川路1, 急・城ノ峯1, 急・城ノ峯2, 急・角島1, 急・角島2, 急・三拾田1, 急・三拾田2, 急・深溝1, 急・落1, 急・落2, 急・山田3, 急・峯ノ上1, 急・小泊1, 急・通山5, 急・通山6, 急・深溝2, 急・江ゴ1, 急・釈迦元1, 急・大泊1, 急・丑川1, 急・松山2, 急・前ノ田1, 急・大城1, 急・高竹1, 急・平ノ上1, 急・高竹2, 急・山下5及び急・松浦1

土石流	薩摩川内市	土・新九1，土・大横手1，土・大横手2，土・平田1，土・石田尾1，土・川内1，土・古里11，土・田平1，土・小川2，土・茶ノ木1，土・茶ノ木2，土・古門1，土・古門2，土・中町1，土・中町2，土・中町3，土・奥渡1，土・小段1，土・永島1，土・橋ノ上1，土・古田1，土・宮田1，土・宮田2，土・宮田3，土・通山2，土・中射場1，土・西ノ町1，土・池平1，土・大平2，土・柳田2，土・池平2，土・永島2，土・中町4，土・通山3，土・宮田4，土・柳田3，土・池平3，土・桑之浦1，土・桑之浦2，土・桑之浦3，土・桑之浦4，土・瀬上1，土・瀬上2，土・小島1，土・小島2，土・小島3，土・小島4，土・小島5，土・小島6，土・小島7，土・小島8，土・小島9，土・小島10，土・小島11，土・小島12，土・小島13，土・松原1，土・松原2，土・瀬尾1，土・瀬尾2，土・瀬尾3，土・小嶽1，土・宮ノ平1，土・山田10，土・小翠1，土・小翠2，土・垣内1，土・垣内2，土・小川路1，土・角島1，土・深溝1，土・小路1，土・泊1，土・大迫ノ元1，土・小泊1，土・通山4，土・大城1，土・平ノ上1，土・田之尻1及び土・小川路2
-----	-------	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部甌島支所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・穴田1，急・赤坂1，急・赤坂2，急・深入1，急・後田1，急・後ノ迫2，急・後ノ迫3，急・後ノ迫4，急・中次1，急・古里1，急・小川道下1，急・小川2，急・平床1，急・田平1，急・風呂前田1，急・風呂前田2，急・四無1，急・向井1，急・川内1，急・小川3，急・茶ノ木2，急・通山4，急・古門1，急・中町1，急・中町2，急・奥渡1，急・奥渡2，急・橋ノ上1，急・橋ノ上2，急・宮田1，急・渡り口1，急・古門2，急・鶴田1，急・桑之浦1，急・桑之浦2，急・桑之浦3，急・小島1，急・瀬上1，急・瀬上2，急・瀬上3，急・小島2，急・瀬上4，急・小島3，急・小島4，急・小島5，急・小島6，急・小島8，急・平良1，急・平良2，急・平良3，急・桑之浦4，急・小島7，急・穴島1，急・穴島2，急・立石1，急・松原1，急・観音道1，急・瀬尾1，急・山田2，急・小島田1，急・小川路1，急・城ノ峯1，急・城ノ峯2，急・角島1，急・角島2，急・三拾田1，急・三拾田2，急・深溝1，急・落1，急・落2，急・山

		田3, 急・峯ノ上1, 急・小泊1, 急・通山5, 急・通山6, 急・深溝2, 急・江ゴ1, 急・釈迦元1, 急・大泊1, 急・丑川1, 急・松山2, 急・前ノ田1, 急・大城1, 急・高竹1, 急・平ノ上1, 急・高竹2, 急・山下5及び急・松浦1
土石流	薩摩川内市	土・新九1, 土・大横手1, 土・大横手2, 土・平田1, 土・石田尾1, 土・川内1, 土・古里11, 土・田平1, 土・小川2, 土・茶ノ木2, 土・古門1, 土・中町1, 土・中町2, 土・奥渡1, 土・小段1, 土・永島1, 土・橋ノ上1, 土・宮田2, 土・宮田3, 土・通山2, 土・中射場1, 土・西ノ町1, 土・池平1, 土・柳田2, 土・池平2, 土・中町4, 土・宮田4, 土・柳田3, 土・桑之浦3, 土・桑之浦4, 土・瀬上2, 土・小島1, 土・小島2, 土・小島5, 土・小島6, 土・小島7, 土・小島8, 土・小島9, 土・小島10, 土・小島11, 土・小島12, 土・小島13, 土・松原1, 土・松原2, 土・瀬尾1, 土・瀬尾2, 土・瀬尾3, 土・小嶽1, 土・宮ノ平1, 土・山田10, 土・小翠2, 土・垣内1, 土・垣内2, 土・小川路1, 土・角島1, 土・深溝1, 土・小路1, 土・泊1, 土・大迫ノ元1, 土・小泊1, 土・通山4, 土・大城1, 土・平ノ上1, 土・田之尻1及び土・小川路2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部甑島支所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第76号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	喜界町	急・小野津1, 急・小野津2, 急・佐手久1, 急・塩道1, 急・塩道2, 急・塩道3, 急・早町1, 急・早町2, 急・嘉鈍1, 急・中里1, 急・浦原1, 急・上嘉鉄1, 急・上嘉鉄2, 急・伊砂1, 急・坂嶺1, 急・滝川1, 急・城久1, 急・荒木1, 急・小野津3及び急・城久2
土石流	喜界町	土・嘉鈍1, 土・嘉鈍2, 土・嘉鈍3及び土・嘉鈍4

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁喜界事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第77号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年1月27日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	喜界町	急・小野津1, 急・小野津2, 急・佐手久1, 急・塩道1, 急・塩道2, 急・塩道3, 急・早町1, 急・早町2, 急・嘉鈍1, 急・中里1, 急・浦原1, 急・上嘉鉄1, 急・上嘉鉄2, 急・伊砂1, 急・坂嶺1, 急・滝川1, 急・城久1, 急・荒木1, 急・小野津3及び急・城久2
土石流	喜界町	土・嘉鈍1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁喜界事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年1月27日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みのり	鹿児島市坂元町 1087番地1	社会福祉法人陽明会	鹿児島市下田町 353番地	梅津 龍哉	平成28年 12月12日	放課後等 デイサービス

### 始良・伊佐地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成29年1月27日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団始良地域福祉事業所児童デイサービスおひさま	始良市豊留字園 田545番地1	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル	藤田 徹	平成28年 8月31日	放課後等 デイサービス

### 大隅地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年1月27日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
一般社団法人博愛会オアシス	鹿屋市吾平町麓 4582番地1	一般社団法人博愛会	鹿屋市吾平町麓 4582番地1	福島 佳苗	平成28年 12月31日	生活介護 ・就労継

						続支援 B 型
--	--	--	--	--	--	------------

## 大隅地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 1 月 27 日

大隅地域振興局長 酒匂 司

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
生活介護事業所 ドルフィン	鹿屋市西原一丁 目 8 番 2 号	株式会社ドルフ ィン	鹿屋市西原一丁 目 8 番 2 号	上前 薫	平成28年 12月16日	生活介護